

平成 29 年 PET 核医学認定医資格更新申請手続きについて

日本核医学会 PET 核医学認定医で下記に該当される方は、平成 29 年 7 月 31 日に PET 核医学認定医としての資格期間が満了いたしますので、同封の申請書に必要事項を記入して、日本核医学会教育・専門医審査委員会に提出して下さい。

1. 資格更新対象者

核医学専門医を取得していない PET 核医学認定医取得者
平成 24 年 8 月認定

2. 更新の申請資格

資格更新を申請する者は、次の各号の資格をすべて満足することを要する。

- 1) 更新申請時において、PET 核医学認定医であること。
- 2) 更新申請時において、過去 5 年間継続して会員であること。
- 3) 更新申請時において、過去 5 年間に、別表に示す単位表から委員会が定める総単位数 60 単位以上を取得していること。認定した学術集会は別に示す。
- 4) 更新申請時において、過去 5 年間に、日本核医学会学術総会に 1 回以上および春季大会における PET 研修セミナーに 1 回以上出席していること。

前項の PET 研修セミナーへの出席は、過去 5 年間に以下の 2 項目の課程に分けて受講することも認めるものとする（注 1）。

- ① 平成 16 年 8 月 1 日付け厚生労働省医政局長通知に定める事項（注 2）に関する課程
- ② それ以外の課程

② の課程の受講は、事情がある場合には本学会が指定する別の PET 関連セミナーへの過去 5 年以内の出席をもって代えることができる（注 3）。

注 1：本項は、平成 23 年の春季大会における PET 研修セミナーへの出席から適用する。

注 2：平成 16 年 8 月 1 日付けの厚生労働省医政局長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（医政発第 0801001 号）の第 2 の 3 (2) ③ に定める事項で、主として、基礎、安全、法令およびガイドラインに関する。

注 3：ここでいう PET 関連セミナーとして、日本核医学会 PET 核医学分科会が行う PET サマーセミナー（平成 22 年以後に実施されるもの）を指定する。

3. 更新を希望する者は、次の関係書類に更新審査・認定料 10,800 円（税込）の払い込み受領証（写し）を添えて所定の期日までに委員会（学会事務局）に提出して下さい。

※同封の郵便振替用紙をご使用の場合、振込手数料は学会負担となります。

振込先：口座番号 00180 - 5 - 741770 一般社団法人 日本核医学会
備考欄に「PET 核医学認定医更新審査料」と明記して下さい。

※他金融機関から左記口座に振り込む場合：

〇一九（ゼロイチキョウ）店 (019)
当座 0741770

- 1) 資格更新申請書（別紙様式更新 1）
- 2) 取得単位表（別紙様式更新 2、3）

対象期間は認定年月日～平成 29 年 5 月 31 日の間です。

- (1) 学術総会、春季大会の PET 研修セミナー、学術集会、学術講演会、教育講演会等に参加および受講したことを証明する書類の写し
- (2) 演者としての単位申請は、それを証明するプログラム、抄録等の写し
- (3) 学術論文発表、核医学・Ann Nucl Med 査読の場合は、それを証明するその部分の写し

4. 更新申請書類の受付開始は平成 29 年 5 月 10 日、提出締切りは平成 29 年 6 月 17 日です。（当日消印有効）

5. 更新の保留（別紙様式更新保留 1）

- 1) 更新時まで取得単位数が、所定の総単位数に満たない場合は、別紙様式更新保留 1 “PET 核医学認定医資格更新保留願ひ”を提出して下さい。所定単位を取得後に更新の申請をすることが出来ます。ただし、保留期間は 2 年間までとし、保留期間中は PET 核医学認定医を呼称することは出来ません。
- 2) 保留期間経過後は資格更新の申請をすることが出来ません。
ただし、海外留学、長期病気療養、産休育休等やむを得ない事情がある場合は、“PET 核医学認定医資格更新保留延長願ひ”を提出して下さい。この用紙を希望の者は事務局にお申し出下さい。

以上のことに関してのお問い合わせは、書面または Fax、E-mail にて下記にご連絡下さい。

お問合せ先：一般社団法人日本核医学会 教育・専門医審査委員会
東京都文京区本駒込 2-28-45（〒113-0021）

（公社）日本アイソトープ協会本館 3 階

Fax. 03 (3947) 2535 E-mail: jsnm@mtj.biglobe.ne.jp